

## 第6回 東村山市児童クラブ運営等に関する代表者協議

- 開催日 : 令和4年5月16日(月)
- 出席者 : (東村山学童保育連絡協議会) 事務局次長1名、事務局員1名  
※役職名については、開催日現在で記載。  
(野火止児童クラブ保護者会) 会長1名、第1・2クラブ代表者各1名  
(児童課) 児童課長、運営体制計画推進担当主査、同主任、同主事
- 協議等概要

### 1. 代表者協議の概要について

市より、本日から新たに代表者協議の場に加わった野火止児童クラブ保護者会代表者に向けて、本代表者協議についての概要説明を行った。

・本協議は、学識経験者、児童クラブ保護者などにより構成された「東村山市児童館・児童クラブ運営等検討会」より、令和3年8月に検討結果をまとめた最終報告(提言)が市へ提出されたことを受け、令和3年9月より、児童課と保護者の代表組織である学保連との間で、提言を踏まえた最終的な合意形成に向けた情報交換や建設的な意見交換を行う場として設けられた。

・これまでの協議においては、主に児童クラブへの民間活力の導入の進め方等についての意見交換が行われ、学保連より、同一建屋や敷地内、あるいは同一保護者会が組織される施設については、管理運営の効率性や均一した育成支援を行う観点から、同一事業者に担わせることや、セットで民営化することについての要望があった。

・市として、学保連の要望を踏まえつつ、保護者の理解を得ながら、より丁寧に進めていく前提に立ち、基本的に同一建屋・敷地内、あるいは同一保護者会が組織される公営クラブのうち、いずれか1施設を先行して民営とした後、指定期間中の実績を評価・検証のうえ、次期指定の更新時に残る一方の施設についても併せて民営化することを提案した。

・これらの協議で共通認識に至った事項などを踏まえ、「児童館・児童クラブ運営等基本方針(案)」を策定し、5月1日より、広く市民から意見募集(パブリックコメント)を行っている。

### 2. 児童館・児童クラブ運営等基本方針(案)について

市より、現在意見募集(パブリックコメント)を行っている基本方針(案)についての概要説明を行った。

・本方針(案)は、主に児童館と児童クラブの役割整理・連携のほか、児童クラブにおける民間活力の導入の進め方などについて示している。

・児童館は拠点性を活かし、今後民間事業者に運営を担わせる児童クラブに対して、市の求める水準での児童の育成支援を行っているかチェックを行う機能を強化しながら、引き続き「公(市)」による運営を行う。

・児童クラブは「民」による対応が十分可能であることから、令和5年度以降を目途に、順次段階

的に民間活力の導入を進めていく。

・今後の民間活力の段階的な導入にあたっては、本協議で共通認識に至った基本的な方向性（民営化に向けた一定の法則性）を前提に、関係者への説明等を必要に応じ丁寧に行いながら、事業を推進していく。

### 3. 野火止児童クラブに対する市の方針について

前回までの協議で共通認識に至った事項を踏まえ、基本方針に基づく基本的な方向性（民営化に向けた一定の法則性）に沿った初回ケースとして、令和5年度に次期指定更新を迎える第2野火止児童クラブに併せて、隣接する第1野火止児童クラブに指定管理者制度による民間活力の導入を図る方針について、市と学保連の間で改めて合意した。

### 4. 野火止児童クラブ在籍児童の保護者への説明の機会の設定について

市より、野火止児童クラブ在籍児童の保護者へ策定後の基本方針の概要及び基本方針に基づく令和5年度に向けた対応等、市の方針に関する説明の機会を設定することについて確認・提案し、学保連からの意見を踏まえて、以下のとおり進めることとした。

・保護者の参加しやすい日時、開催場所を考慮のうえ、6月下旬を開催の目途とし、コロナ禍の感染防止の観点から、会場への直接参加（各家庭1名）に加え、Zoomによるリモート参加も可能とする。

・保護者の日程調整の都合を考慮し、5月中に書面で開催日時の通知を行い、会場設定の関係から、事前に出欠を確認する。

・本説明は、今年度の対応の概要等をご案内することを想定したものであり、現段階は今後の対応の準備段階である。従って、保護者の皆さまには、令和5年度から実際に運営を担うことになる事業者の情報や新年度の入会申し込みに関する内容等の詳細をお知らせするものではないことを、あらかじめご承知置きのうえ、誤解のないようご参加いただく。

・本協議のメンバーは基本的には説明の場に同席し、これまでの協議において市と学保連の間で共通認識に至った事項等について一般保護者からの質疑があった場合には、市からの説明と併せて学保連代表として、協議での合意事項等を踏まえた説明を行っていただく場合がある旨などを確認した。

・指定管理者の指定の議決後においては、追って市と事業者による説明の機会を設けることになる見込みである。

### 5. 次回協議について

6月下旬に開催予定の野火止児童クラブ保護者への説明の機会を設けた後、6月末から7月初旬を目途に、次回協議の場を持つこととした。